

子高第 1461 号  
令和 4 年 1 月 27 日

各市町村介護保険主管課長  
沖縄県介護保険広域連合事務局長  
各市町村高齢者福祉担当主管課長 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
高齢者福祉介護課  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症まん延等防止重点措置期間の延長について  
( 御協力をお願い )

平素より新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が令和 4 年 2 月 20 日まで延長されたことに伴い、高齢者施設の感染対策の再確認と取組強化に向けて、別添のとおり、高齢者施設等あてに通知を発送しましたのでお知らせします。

つきましては、各市町村におかれましても、下記のとおり、感染防止対策の徹底について御理解と御協力をお願い致します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する特例加算(「基本報酬への 3% 加算」)、「規模区分の特例」)や臨時的な取扱いの適用について、柔軟な取扱いへの配慮及び具体的な運用に関する相談等の対応をお願いします。
- 2 指定権者の管下事業者において、通所サービスの利用については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、一時的な代替サービスへの切り替えにより居宅でのサービス提供が可能な場合には出来る限り通所サービスのご利用を調整して頂くなどの配慮をお願いします。
- 3 高齢者及び介護従事者の 3 回目のワクチン接種に向けて事業者への個別連絡などの積極的な働き掛けをお願いします。

( 参考 )

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/tuusyo-kasan-tokurei.html>

人員基準等の臨時的な取扱いについて

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/covid-19/jinninkijyunntou.html>

沖縄県高齢者福祉介護課  
介護指導班、施設福祉班  
電話：098-866-2214